



一般財団法人 日本医学物理士会 医学物理士講師派遣補助金の交付に関する細則

2018年3月9日

2018年5月25日 一部改正

(目的)

第1条 この細則は、講習会、研究会、セミナー等（以下「講習会等」という）に医学物理士を講師として派遣を希望する団体（以下「当該団体」という）へ派遣講師の旅費・謝礼等を交付する医学物理士講師派遣補助金（以下「補助金」という）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金交付の募集および申請資格)

第2条 補助金交付の募集方法は、公募とする。

- 2 当該団体とは、都道府県もしくは各地方区分を参加対象範囲として開催される医療に係わる研究会、もしくは大学（講座等の小規模なもの）とする。
- 3 当該団体は、講習会等の世話人等から一名を責任者とする事。
- 4 責任者は、一般財団法人日本医学物理士会（以下「本会」という）が別に定める様式により申請書類を作成し、本会事務局へ提出すること。
- 5 責任者は、本会の正会員もしくは準会員（以下「会員」という）であること。
- 6 責任者は、本補助金にかかる事務手続きについて責任を負うことができること。

(補助金交付対象の講習会等)

第3条 補助金交付対象の講習会等は次の各号のすべてに該当すること。

- (1) 地域主体または大学主体の講習会等であること。
- (2) 派遣する講師の講演・実習等の時間の合計が60分以上であること。
- (3) 派遣する講師の講演に医学物理士の臨床業務に関する内容を含めること。
- (4) 本会を共催団体とし、講習会等の開催案内にその旨を明示できること。
- (5) 講習会等の開催内容の詳細が決定した後、本会ホームページへの掲載を遅滞なく依頼できること。
- (6) 講習会等の見込まれる参加人数が15名以上であり、その中に本会会員が含まれること。
ただし、医療機関・教育機関以外に所属する者は参加人数に含めない。

(補助金交付対象の派遣講師)

第4条 補助金交付対象となる派遣講師は次の各号のすべてに該当すること。



- (1) 一般財団法人医学物理士認定機構が認定する医学物理士の資格を有する者.
- (2) 本会の正会員である者.
- (3) 医学物理士または大学教員として勤務する者.
- (4) 臨床経験が5年以上である者.
- (5) 第3条(3)の講義を担当できる者.

第5条 責任者は、派遣を希望する講師、希望する講演内容の両者またはいずれかについて申請書に記載すること。派遣を希望する講師名の記載がない場合は、派遣講師は、本会理事会が決定する。

(補助金交付の対象)

第6条 補助金は、派遣講師に必要な旅費および謝礼を対象とし交付する。

- 2 旅費は、本会の内国旅行旅費支給に関する細則に従って交付する。
- 3 旅費の上限は、派遣講師1名につき5万円程度とする。
 - (1) 講習会等の開始時間、終了時間、開催地等に応じて前後泊を認めることがある。
- 4 謝礼は本会の謝金の支払に関する細則に従い、理事会が決定する。

(補助金交付団体の選考)

第7条 本会事務局は、受理した申請書類を、理事会に提出する。

- 2 補助金助成対象団体の審査は、総務委員会が担当し、審査結果報告書を理事会に提出する。
- 3 理事会は、提出された申請書類および審査結果報告書に基づき、補助金交付団体および補助金額を決定する。

(補助金の使途・報告・交付)

第8条 補助金交付団体の責任者は、当該講習会等終了後一ヶ月以内に、本会事務局へ講習会等開催報告書を提出しなければならない。補助金を利用した旅費に関する領収書等の関連資料を当該講習会等終了後3年間保存し、本会からの問合せの際に速やかに提出できるようにすること。

- 2 理事会は、講習会等開催報告書を本会機関誌またはホームページに掲載する事ができる。
- 3 事務局は、講習会等開催報告書の受理後、理事会の確認の上、補助金を補助金交付団体、又は団体の責任者に交付する。

(補助金の取消および返還)

第9条 補助金交付対象団体、責任者が、次の各号のいずれかに該当した時、またはその事実が判明した時は、本会は当該団体に対して、補助金交付決定の取り消し、またはすでに交付さ



れた場合にはその一部もしくは全部の返還を求めることが出来る。

- (1) 虚偽の申請により補助金交付対象講習会等となった事が明らかになった場合
- (2) 当該講習会等を開催しなかった場合
- (3) 当該講習会等を開催したが、講習会等開催報告書を提出しなかった場合
- (4) 当該講習会等を開催したが、補助対象講師が派遣講師として参加しなかった場合
- (5) 虚偽の申し出または報告を行った時
- (6) その他、定款またはこの細則に照らしてふさわしくないものと理事会が判断した時

(補則)

第10条 補助金の交付は予算の範囲内で行い、それを超える場合は理事会の承認を必要とする。

第11条 本細則に記載の無い事項については、理事会の承認により行われる。

第12条 この細則の改廃は、理事会の決議により行われる。